

建設業者工事説明会

1 令和5年度工事について

1-1 関係法令等の改正

1 再生資源利用（促進）計画の掲示

令和4年9月2日に公布された資源有効利用促進法省令の一部改正（令和5年1月1日施行）において、再生資源利用（促進）計画を公衆の見えやすい場所に掲げることが義務付けられました。

2 建設業許可票の掲示義務の緩和（令和3年4月1日一部改正）

令和2年10月から現場に掲示する建設業許可票の掲示義務が元請業者のみになります。従って、下請業者の掲示は不要となります。

3 施工体制台帳への作業員名簿の添付を義務化（令和2年10月1日施行）

平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなりました。加えて、建設業法の施行規則改正により、元請けに現場入場する全ての技能者を把握できる作業員名簿の作成が義務付けられました。

【碧南市建設工事施行事務取扱要領（様式）様式第30-1号（第24条関係）新規追加】

5 工事発注の平準化

建設業の働き方改革及び公共工事の品質確保を促進するため、4月から6月の工事稼働件数の向上に努めております。令和4年度における平準化率は0.77でした。

※平準化率＝4月～6月の平均稼働件数／年度の月平均稼働件数

稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数

6 適正な工期設定について

令和2年10月に建設工事の著しく短い工期での契約を発注者が禁じる規定を盛り込んだ改正建設業法が施行されました。建設業は令和6年より罰則付き時間外労働の規制が適用されるため、労働者の労働環境改善に向けて、令和4年4月18日以降公告案件の工事は、工期設定の根拠を特記仕様書（工期設定条件）に明示しております。

7 押印廃止について

令和3年10月1日以降、工事関係書類の押印廃止を行っております。尚、押印されていても従来通り受付します。

8 墜落制止用器具について

令和4年1月2日から墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となりました。

高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う労働者は、安全衛生特別教育が必要です。

9 下請代金支払について

下請代金の支払いをできるかぎり現金払いとすること。手形払いの場合は、現金化にかかる手数料を下請事業者の負担としないこと。また、手形期間を60日以内とすること。

10 配置技術者の専任・兼任の取扱いについて

(1) 監理技術者の専任義務の緩和（令和2年10月1日施行）

工事毎に配置される監理技術者については、これまで専任配置が必要とされていましたが、監理技術者の専任義務が緩和され、複数現場の兼務が容認されることとなりました。複数現場を兼務する場合の監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合は、これを補佐する技術者（監理技術者補佐）の専任配置が必要となります。監理技術者が兼任できる工事現場の数は2となります。

【碧南市建設工事施行事務取扱要領（様式）様式第27号（第21条関係）改正】

(2) 現場代理人の兼務

碧南市工事請負契約約款第10条第2項に定められた現場代理人の常駐の規定を緩和する運用につきましては、下記のとおりです。兼務できる工事の数は2件になります。

ア 兼務する工事が碧南市の発注であること。

イ 兼務する工事の請負金額（税込み）の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）未満であること。

ウ 契約金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は、8,000万円以上）の建設工事の主任技術者でない事。

【碧南市建設工事施行事務取扱要領第21条第2項改正】

(3) 主任技術者の兼任

請負金額4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）未満の工事の主任技術者は、工事本数の制限無しで、主任技術者の兼任を可とします。

ただし、落札者決定後に主任技術者（監理技術者）の変更は原則として認めないため、事後審査資料提出前に、それぞれの工事担当課の承認を得た上で兼任を可とします。

(4) 営業所の専任技術者の兼任

請負金額4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）未満の工事の主任技術者は、工事内容、工程等を考慮し、工事本数の制限無しで兼務可とする。ただし、事後審査時に、営業所の専任技術者の兼務届を各工事担当課へ提出した上で可とします。

尚、営業所の専任技術者は、現場代理人との兼務は不可です。

(5) 分割工事(合算対象工事)での主任技術者、現場代理人の兼任

分割工事(合算対象工事)を同一業者が受注した場合(諸経費調整による変更契約が発生)、それら合

算対象工事を1工事として取扱い、管理可能な範囲で、主任技術者・現場代理人の兼任は可とします。
ただし、上の場合において、監理技術者との兼任は不可です。

1-2 入札制度について

1 碧南市完全週休2日制工事試行要領（令和4年4月1日施行）

建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の完全週休2日への普及に向けた取組として、令和4年度工事より完全週休2日制工事（受注者希望型）を試行するため、試行要領を制定しました。

2 碧南市建設工事一般競争入札における抽選均等方式による入札要領（令和4年4月1日施行）

平成25年度から試行していた抽選均等方式による入札要領を制定しました。

3 碧南市入札審査委員会入札事務執行要領の改正について

(1) 第4条（格付の方法）（令和4年6月1日施行）

建設業者の格付の廃止に伴い、第1項の建設業者の格付に関する記載を削除し、別表1による格付基準を削除しました。

(2) 第5条（格付の有効期間）（令和4年6月1日施行）

建設業者の格付の廃止に伴い、第5条を削除しました。

(3) 別表3業種別参加資格者基準点表（令和4年4月1日施行）

防水工事の入札参加資格者基準点表を定めました。

4 碧南市入札参加資格者名簿について（令和4年6月1日施行）

市内格付を廃止するため、総合数値及び格付を削除し、工事の施工成績点数による加点及び減点のみの記載に変更しました。

5 碧南市建設工事入札参加資格総合数値算定要領の制定について（令和4年6月1日施行）

落札候補者決定後の事後審査で落札候補者に最新の経営事項審査の通知書の提出を求め、最新の総合数値（経審点に工事の施工成績による加点減点を加えた数値）が、入札参加資格基準を満たしているか審査を行うように変更するため、入札参加資格者の総合数値の算出方法を定める要領を制定しました。また、合わせて碧南市入札参加資格申請変更要領は、廃止します。

6 分割工事における諸経費調整の取り扱いの変更について

令和4年4月1日公告案件より、建築関係工事についても、同一又は隣接区域における同時発注工事は、同一業者が落札した場合、今まで通り、諸経費調整を行います。追加発注工事（随意契約以外）は、原則、諸経費調整を行わない事に変更しました。

諸経費を調整すべき同時発注工事の分割工事が、同一業者となった場合は、契約後1ヶ月以内に諸経費調整し、変更契約します。

7 碧南市建設工事施行事務取扱要領の改正について（令和4年4月1日施行）

- (1) 第21条（現場代理人、主任技術者等）
営業所における営業所の専任技術者の兼務届の様式の追加。（様式第27-2号）
- (2) 第21条（現場代理人、主任技術者等）
現場代理人等各技術者の住所の記載を削除。（様式第27号）
監理技術者兼務届の様式を追加。（様式第27-3号）
- (3) 第28条（工事の下請負）
施工体制台帳の写しを提出することを義務づけられており、下請届を廃止。
発注者が特に必要と認める場合に下請届の通知を求めることができる旨の改定。

8 碧南市工事監督要領の改正について（令和4年4月1日施行）

- (1) 安全訓練等の実施報告書
整備書類から提示書類へ変更。
- (2) 搬入搬出伝票
整備書類から提示書類へ変更。

9 情報共有システムの試行について

令和4年度工事から（公財）愛知県都市整備協会が運営している情報共有システムを試行しています。
尚、試行対象工事は、特記仕様書に情報共有システムの試行対象工事である旨、記載します。

1-3 入札制度の補足、取扱い

1 現場代理人の資格について

請負者との直接的な雇用関係がある者と配置しなければならないとされており、恒常的な雇用関係は、求められていないため、雇用期間の制限はありません。

【土木工事標準仕様書（主任技術者（監理技術者）及び現場代理人）】

2 配置予定技術者に求められる、恒常的な雇用期間について

入札の申込があった日以前に3ヶ月以上の雇用関係が必要です。

【土木工事現場必携「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第11版】

3 条件付一般競争入札の入札参加資格確認の基準日について（運用の確認）

条件付一般競争入札の入札参加資格確認の基準日は、入札参加申込書の提出期限の日とします。

4 入札参加時における配置予定技術者の審査基準日について

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）の場合

条件付一般競争入札（事後審査型）の落札候補者となった場合、当該工事の配置予定の技術者^{※1}は当該工事の契約日前において、配置することが確実な技術者^{※2}としてください。

※1 監理技術者、主任技術者をいう。

※2 当該工事に配置する予定の技術者が、当該工事とは別の公共工事の技術者として配置してい

る場合、その工事の完了届が発注者に受理された日をもって、工事完了とみなし、以後技術者としての配置はないものとみなす。

(2) 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）の場合

条件付一般競争入札（総合評価落札方式）に参加する場合、施工現場の配置技術者調書（別紙3）に記載する配置技術者は、条件付一般競争入札参加申請書の提出期間の末日において、配置でき得る技術者^{※3}としてください。

※3 当該工事に配置する予定の技術者が、当該工事とは別の公共工事の技術者として配置している場合、その工事の完了届が発注者に受理された日をもって、工事完了とみなし、以後技術者としての配置はないものとみなす。

5 入札にかかる辞退について

(1) 入札参加申し込み後の辞退(=入札の辞退)

入札参加申込後、入札を辞退する場合は、あいち電子調達システム上で辞退の理由を付して、所定の手続きをしてください。【碧南市電子入札施行要領第12条】

しかし、過去には入札辞退の手続きを怠る方が、見受けられました。

<理由の例>

- ・積算の結果、当社の実行予算に見合わないため。
- ・入札申込み後、本工事に配置予定の技術者が、他の工事に従事することとなったため。
- ・当社の施工体制では、工期内に完了する目処が立たないことがわかったため。

(2) 開札後の辞退

ア 落札候補者としての辞退(=事後審査期間での辞退)

(ア) 同日複数開札において、同一業者が複数の落札候補者になった場合、入札方式の別（取り分け方式、抽選均等法式、あるいはそれら以外）に関わらず、複数の落札候補案件のうち、請負金額の安いものから落札候補資格を辞退することは、罰則等の適用は無く、可能です。尚、辞退する案件は、工事を対象とします。

<補足>

上の a の場合、落札候補者辞退届（市の HP に掲示中）に辞退理由を記入し、速やかに提出してください。市は、落札候補者辞退届の受理後、次順位の落札候補者に対して、契約に向けて事務を進めます。

また、上の a の場合、落札候補者が落札候補資格を辞退することにより、契約者がいなくなる場合でも罰則の適用はしません。市は再度の入札準備を行います。

(イ) 入札者が入札した案件のうち、同日開札案件の請負金額の最高額案件の落札候補者となった場合に、その資格を辞退すると、罰則が適用されます。

イ 落札者としての辞退(=落札者決定後の辞退)

入札参加資格の事後審査を経て、落札者として決定された後に、契約を辞退する場合は、理由の如何を問わず、罰則等が適用されます。

1-4 電子入札についての注意事項

1 添付書類の添付間違いについて

あいち電子調達システムの入札手続きでは、碧南市電子入札実施要領に基づき、取り扱います。入札の無効にならないよう添付の際は、十分注意してください。

＜例＞・入札参加申込書を添付すべきところを、誤って内訳書を添付した。→申込書受付締切日時までに再提出の申し入れがあった場合、再提出が認められる事があります。

- ・内訳書を添付すべきところを、誤って入札参加申込書を添付した。→入札の無効
- ・内訳書を添付し忘れた。→入札の無効
- ・内訳書の金額と入札金額が違う。→入札の無効

2 設計内訳書の記載内容について

内訳書は自社の実行予算を明記するという観点で、「直接工事費」は一式からの記載とせず、本工事内訳書に概ね即した工種ごとの自社施工工事費を記載してください。

3 総合数値（法に規定する開札日に有効な総合評定値に主観点を加えたもの）について

入札参加資格の内、自社の総合数値について、最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を、確認してください。尚、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の有効期限は1年7ヶ月となっています。有効期限が切れている場合は、契約の締結ができませんのでご注意ください。

4 事後審査資料の事前準備のお願い

開札後、契約事務を円滑に進められるよう、配置予定技術者はあらかじめ選定し、落札候補者となった場合は、遅滞無く入札参加資格審査申請資料を提出できるよう準備をお願いします。配置予定技術者は、落札決定後は原則^{※1}として変更できません。※1 死亡・疾病・退職等を除く

1-5 工事施工管理について

1 発注者による施工体制の点検義務

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第16条により、施工体制台帳の点検等を行うことが発注者には義務付けられています。

＜参考＞施工体制の点検

「工事現場における適正な施工体制の確保等について(平成28年6月10日付け28建企第160号建設部長通知)」により、工事現場等における施工体制の点検要領を定め、土木工事監督要領「施工プロセスのチェックリスト」により点検を実施している。

＜参考＞施工体制台帳の添付書類「一次下請負契約書（注文請書等を含む）の確認項目」

【土木工事現場必携より抜粋】

ア 注文者名（元請業者）と請負人名（一次下請業者）

イ 工事内容

(7) 工事内容が明記されていることの確認（一式工事は不可）

(4) 単価に材料費及び機械経費が含まれているか否かの確認

ウ 請負代金の額

エ 工事着手の時期及び工事完成の時期

オ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

2 一括下請負の禁止

＜建設業法＞第二十二條

- 1 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない

3 法定福利費の確認

下請業者との契約書に法定福利費が適切に計上されている事を確認するため、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料を明示した請負代金内訳書を確認してください。

4 公共工事請負業者の福利厚生制度の確認

公共工事の請負金額が適正に労働者に配分され、建設業従事者の職の安定（身分の保障）に寄与しているかどうかを確認するものです。

(1) 建設業退職金共済制度（建退協）

自社及び下請負会社全ての作業員に対して、自社の退職金制度がある場合は、建退協の共済証紙の購入は必要ありません。（＝掛金収納書の提出は不要。）

＜根拠文書＞施行体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)第10版(現場必携)

中小企業退職金共済制度（中退協）の加入でも可とします。

(2) 建設労災保償（保険）（建労災）

雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により雇用者等の雇用形態に応じ、必ず保険に加入してください。

尚、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業について、「一括有期事業開始届」を提出する必要はなくなりました。これに伴い各工事現場に掲示される「労災保険関係成立票」の確認を徹底しますのでご協力願います。

5 指示・協議等の方法

発注者との協議・指示は些細な事柄でも必ず文書（工事打合せ簿）を取り交してください。

6 安全パトロール・施工体制点検について

工事監督要領に監督員の3人体制（専任・主任・総括）について明記したことに伴い、適切な施工が行われているかどうかの点検を各監督員により行います。点検の際は、聞き取りや書類の提出にご協力ください。

7 交通誘導警備員について

交通誘導警備員のうち1人は、有資格者（交通誘導警備教業務1級または2級検定合格者）の配置が必要です。警備業法の規定に基づき愛知県公安委員会が道路における危険を防止するため、必要と認められた指定路線で行う交通誘導警備業務を除き、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置が必要です。

1-6 公共工事の安全対策について

1 面整備工事写真撮影マニュアルの見直し

管布設工—土止め設置完了状況写真

【変更前】80～100m程度毎に1セット

【変更後】各人孔間毎に1セット

注) 人孔間延長が20m未満の場合は省略できる。ただし、20m未満のスパンが連続する場合は、40mに1箇所程度毎に撮影を行う。

2 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく措置

土止め先行工法に係る施工計画を策定し、その計画に基づき施工する。

3 掘削、土止め支保工の作業計画書の添付

施工計画書に作業計画書を添付するとともに、関係作業員への周知徹底を図る。

4 作業主任者（地山の掘削・土止め支保工）に関する職務の徹底

- (1) 作業方法を決定し、作業を直接指揮する。
- (2) 器具及び工具を点検し、不良品を取り除く。
- (3) 墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視する。

5 作業員名簿の添付

施工体制台帳に作業に従事する者の名簿を添付する。

6 墜落防止措置の徹底

- (1) 開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所は、転落防止柵等を設ける。
- (2) 作業に必要な場合を除き、転落防止柵は締め切った状態とする。
- (3) 開口部や転落防止柵を開放した状態で作業をする場合は墜落制止用器具の着用・使用を徹底する。

7 移動式クレーンの作業計画書の作成

クレーンを使用する吊荷作業を行うときは、作業の方法、転倒防止措置、労働者の配置及び指揮の系統を定め、関係労働者に周知する。

8 重機等の取り扱い

使用する車両、重機等の操作は、取扱説明書を遵守する。

9 安全活動の充実

安全活動の充実を図り、安全対策の意識を高める。

作業手順の確認・周知徹底や危険なポイント及びその対応策を確認する。

- (1) 朝礼
- (2) 作業ミーティング
- (3) KY活動
- (4) 作業手打合せ

- (5) 新規入場者教育
- (6) 安全教育・安全訓練
- (7) 災害防止協議会
- (8) 安全巡視
- (9) 店社安全パトロール 等

10 交通誘導警備員

配置義務指定路線では、一人以上の交通誘導検定合格警備員を配置してください。尚、自家警備は認められません。

1-7 工事検査事務について

1 受験体制

検査当日は検査がスムーズに行える人員と検査用図面（出来形図等）を用意するよう、監督員と調整してください。

2 完了検査日の設定

完了届を受理した日から14日以内に行います。

完了検査時に、軽微な補正を指示することが多々あります。道路使用許可期間を考慮し、工期内での完了検査の実施を目指してください。

3 検査立会い者

請負者側の立会者は、契約者又は現場代理人若しくは主任技術者となっていますが、現場の状況について、検査監の質問に明確に答えられるようにしてください。

4 監督員による事前検査(下検査)実施のお願い

円滑な検査の実施のため、また、変更契約締結後の出来形不足防止のため、監督員と現場代理人等で事前検査(下検査)をお願いします。

5 安全管理の活動記録の確認について

完了検査時にKY活動や新規入場者教育、災害防止協議会の活動記録の確認をします。

1-8 碧南市公契約条例について

碧南市公契約条例が平成29年7月1日に施行されました。この条例は、予定価格5,000万円以上の工事請負契約の受注者及び下請負者においては、条例第6条の規定により「労働環境報告書」を契約担当課へ提出しなければなりません。

特定公契約の対象受注者は、契約締結後7日以内に労働環境報告書を提出してください。

また、条例第7条の規定により、対象受注者は、「対象労働者の範囲」や「愛知県の地域別最低賃金」等を特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付すること等により、特定公契約に従事

する労働者に周知しなければなりません。労働者への周知については、各工事の監督員が確認をしますので、掲示した写真や交付した書面等を監督員へ提出するようお願いいたします。尚、事務の詳細及び様式は、資産活用課のホームページに「公契約の手引き」を掲載していますのでご確認ください。

1-9 受注者への周知事項について

- 1 受注工事において、同一資材は1業者からの納入を基本とし、複数業者から納入する場合は、工事材料使用承認願及びそれぞれの使用数量、使用箇所、管理方法を記載した工事打合せ簿を提出し、発注者の承認を得てください。
- 2 工事残土を仮置きする場合は、他工事と混同しないようにし、受注工事ごとの搬出量が把握できるように伝票管理をしてください。
- 3 建設副産物の搬出量を管理するため、台貫による計量書としてください。
- 4 「碧南市土木工事施工管理基準」に基づき適切な施工管理を行ってください。また該当する立会項目は段階確認・施工状況把握報告書へ記載してください。
- 5 工事施工に伴い発生した事故等（他構造物の損傷含む）については、程度の大小に関わらず、必ず監督員へ報告してください。
- 6 設計変更が生じた場合は、工事打合せ簿等により監督員とよく協議を行ってください。
監督員からの変更協議について、合意できない内容が含まれる場合は、その旨を回答するとともに、両者の合意できる点を見つけるため、継続して協議を行ってください。
協議が整った場合は、協議開始日から14日以内に設計変更協議書に署名押印してください。ただし、変更に関する調査等に相当の時間を要する場合は、工事打合せ簿により協議開始日を通知します。

1-10 お願い

1 発注見通しの有効活用をお願い

碧南市資産活用課のホームページで、予定価格が130万円以上の工事発注見通しを公表しております。発注見通しの工事概要欄、予算書や実施計画書から工事内容を把握し、配置技術者を計画的に配置し、碧南市の事業の進捗にご協力いただきますようお願いいたします。

2 令和4年度工事について ～講評及び指摘事項～

2-1 講評

- 1 令和4年度に実施した工事検査105件の工事成績については、60点未満の低点数工事はありませんでした。良下（60～64点）3件、良中（65～74点）46件、良上（75～79点）48件でありました。各工種の点数分布については、工種別工事成績（別紙）のとおりで、80点以上の優良工事は、令和4年度が8件、令和3年度が6件、令和2年度が9件でした。

- 2 令和4年度工事、事故も無く全般的に良好な工事が多く適切な施工管理に努めていただき感謝します。
また、作業場が狭いこと、新型コロナによる人手不足及び物価上昇など工事遂行に厳しい要因がある中、施設利用者の安全確保や作業時期の指定など、よく調整して出来ばよく工事を完成していた工事が多かったように思います。
- 3 工事完了書類は、概ね適切に不足なく整理されておりましたが、工事検査官への提出が検査間際になり、十分な書類確認ができないまま検査に臨む事例や、工期最終日まで作業している事例がありましたので、完了届提出日に全ての書類が整えるように工程管理を行ってください。
- 4 石綿障害予防規則（石綿則）改正により、工事請負者は、令和4年4月1日から床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負代金100万円以上の建築物の改修工事等は、石綿等の使用の有無にかかわらず、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を労働基準監督署長に報告する必要がありますが、報告されておらず事後報告になる工事がありましたのでご注意ください。
- 5 完了検査に先立ち、監督員との下検査が実施されており、円滑な検査の実施に配慮いただけたことに感謝します。引き続き、下検査の実施にご協力をお願いします。

2-2 土木工事全般に関する注意点、指摘事項

- 1 建設副産物（アスガラ、コンガラ、残土）の運搬車両において過積載が見受けられるため、過積載防止に取り組み、その状況写真を撮影すること。
- 2 営業所の専任技術者は、業種に関わらず、現場代理人及び専任の主任技術者の資格が無いため、事後審査資料の提出をする場合、自社の営業所の専任技術者を確認した後、提出すること。
- 3 完了届を提出する場合、現場の出来形を確認し、設計図書全ての設計数量が完了している事を確認すること。
- 4 側溝改良工事に伴う民地排水管の接続は、エルボ管を使用する等により、側溝の側壁部に接続すること。
- 5 樹木の移植を行う場合、樹木の根を保護し、丁寧に掘り取りし移植すること。
- 6 設計図書に定められた土留めは、設計通りに施工する事。飛び矢板で施工しないこと。
- 7 現場代理人は、現場に常駐し、第三者に対しても説明できるよう現場をよく把握しておくこと。
- 8 建設副産物や産業廃棄物を処理する事業所の看板、許可証を写真管理すること。
- 9 資材や残土等の置き場を設ける工事は、その置き場の管理状況が確認できる写真を撮影すること。
- 10 不可視部分の確認方法は、現地立会いか文書確認（写真）のいずれかとなる。民地排水管、排泥弁、道路側溝等への取付管の管口仕上げ等軽微なものでも、民地への重大な被害が発生することが考えられる。出来形が確認できるように写真管理を忘れないこと。
- 11 工事写真で工事看板の文字等が不明瞭な場合は、工事写真帳に別途補記すること。
- 12 検査前の現場清掃を徹底すること。下水道管の管内は、極力、ドライな状態にしておくこと。

- 1 3 下水マンホール蓋や水道蓋への舗装合材の付着や構造物の汚れがない状態で検査が受けられるようにすること。
- 1 4 「土木工事現場必携」、「土木工事標準仕様書」の再確認をする中で、現場管理を行うこと。また管理基準がない工種については、監督員と協議すること。
- 1 5 段階確認・施工状況把握の実施項目については、愛知県標準仕様書に準じて実施すること。追加項目については、監督員と協議すること。
- 1 6 工事現場に掲示する「建設業の許可票」の主任技術者について、「有」「無」の表示ではなく、「専任」「非専任」の表示とすること。
- 1 7 舗装等の完了検査用現地マーキングは、最小限とすることに加え、チョーク、ロウ石等のすぐに消滅するものを使用し、配慮をすること。
- 1 8 構造物設置等の状況写真だけで出来形管理がされていなかったり、高さ管理を丁張りもせずに行っている事例があったので、適切な現場管理に努めること。
- 1 9 排水構造物の敷高について、出来形管理図等で出来形管理をすること。
- 2 0 現場施工前に設計図書との不整合に対する協議は必ず行うこと。
- 2 1 施工体制台帳の下請業者との契約書に記載される数量は、1式ではなく実数量を計上すること。
- 2 2 二次製品は、破損がないように丁寧に取り扱い、写真管理の際も下に板を敷く等工夫をすること。
- 2 3 電子小黒板を使用する時は、事前に監督員の承諾を得ること。
- 2 4 工期内に完了検査ができるように、余裕を持った工程管理に努めること。
- 2 5 産業廃棄物運搬の際には運搬車に産業廃棄物収集運搬車の表示を行うこと。また、運搬を委託する場合は法に基づき産業廃棄物運搬許可業者へ行うこと。
- 2 6 施工体制台帳の下請業者との契約書の諸経費に法定福利費が含まれている事が確認できること。
- 2 7 交通整理員Aが配置できない場合、3年以上の実務経験を有する交通整理員Bを1人以上配置すること。
- 2 8 打合せすべき内容は現場代理人から監督員に連絡や報告を速やかに行うこと。

2-3 建築工事、電気・機械設備工事全般に関する注意点、指摘事項

- 1 検査前の現場清掃を徹底すること。
- 2 工事関係者と十分打合せを実施し、余裕を持った工程管理を行うこと。
- 3 天井裏や埋設部、高所作業場所など検査当日に直接確認できない部分については、写真撮影を徹底すること。また、必要に応じ監督員に立会いを求めること。
- 4 写真撮影に際しては、その目的が達成できるように撮影すること。(暗い場所や逆光により、工事看板や目的物が見えない写真が複数あった)
- 5 現場代理人は工事全体をしっかりと管理すること。また会社として適切に現場管理ができる体制の構築

をお願いします。

- 6 施工計画書については、工事内容や施工方法を把握した上で提出し、施工管理すること。(施工計画書の記載内容と現場施工方法が異なっていたり、不必要な計画が記載されていたりしていた)
- 7 産業廃棄物の積載状況・搬出先での写真撮影を行うこと
- 8 資器材については、破損がないように丁寧に扱うこと。
- 9 器具や露出配管などは、据付場所の状況を考慮し、見栄えも意識した施工をすること。
- 10 検査指摘事項に対しては、速やかに対応すること。(現場の手直しや書類不備等による再提出など)
- 11 石綿障害予防規則(石綿則)改正により、令和4年4月1日から床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負代金100万円以上の建築物の改修工事等は、石綿等の使用の有無にかかわらず、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を労働基準監督署長に報告すること。